

# 国立大学法人等を巡る最近の動向について

## 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

### 3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応

#### （4）科学技術の振興・イノベーションの促進

イノベーションの持続的な創出に向け、国際卓越研究大学制度による世界最高水準の研究大学の実現と地域の中核・特色ある研究大学の機能強化に向けた取組を着実に進め、これら研究大学群が我が国全体の研究力向上を牽引するとともに、戦略的な自律経営の下で、優秀な若手研究者等をひき付ける研究環境の整備や、知財ガバナンス改革を含む研究成果の展開力強化を行う取組を促進する。

（中略）

急速な社会変化への対応を見据え、価値創造の源泉たる人への投資を加速し、イノベーション人材の育成を強化する。DXハイスクール事業の継続的な実施等による初等中等教育段階における探究的・文理横断的・実践的な学びの推進や理数系教育の推進、情報教育の強化・充実<sup>1</sup>とともに、成長分野への学部再編等や半導体等の先端技術に対応した高専教育の高度化・国際化を始めとする大学・高専・専門学校の機能強化を図る。

## 8. 防災・減災及び強靱化の推進

### （1）防災・減災及び国土強靱化

気候変動による災害リスクや大規模地震の切迫性が高まっている中、激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」<sup>2</sup>に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」<sup>3</sup>に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。また、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組を進められるよう、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など「国土強靱化実施中期計画」<sup>4</sup>に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる。

国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化<sup>5</sup>、インフラ老朽化対策・耐震化の加速化、TEC-FORCE等<sup>6</sup>の国の災害支援体制・機能の拡充・強化、盛土の安全対策、森林整備・治山対策、学校を始め避難所等の防災機能の強化等<sup>7</sup>を推進する。

<sup>1</sup>統計人材の育成を含む。

<sup>2</sup>令和5年7月28日閣議決定。

<sup>3</sup>令和2年12月11日閣議決定。2021～2025年度の対策。

<sup>4</sup>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく。

<sup>5</sup>海岸の侵食対策を含む。

<sup>6</sup>地方整備局等、地方運輸局、国土地理院、災害時に支援を行う研究機関等。

<sup>7</sup>港湾において、官民の関係者が協働して気候変動適応に取り組む協働防護を含む。

## 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

### 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

#### (3) 公教育の再生・研究活動の推進

##### (研究の質を高める仕組みの構築)

研究の質や生産性向上による基礎研究力の抜本的な強化に向け、科学技術政策全般のE B P Mの強化を図りつつ、大学の教育・研究・ガバナンスの一体改革を推進する。また、運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を十分に確保するとともに、科研費の制度改革を始めとする研究資金の不断の見直しと充実を図る。さらに、官民共同の仕組み等による大型研究施設の戦略的な整備・活用・高度化の推進<sup>8</sup>や研究DXによる生産性向上、若手研究者の処遇向上や、女性研究者、研究開発マネジメント人材の活躍促進、産学官連携によるキャンパスの共創拠点化、大学病院における教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革の推進等を図る。

<sup>8</sup>大型放射光施設SPring-8及びNanoTerasuやスーパーコンピュータ「富岳」等。生物・医学、素粒子物理学、天文学、情報学といった、世界の学術フロンティアなどを先導する国際的なものを含む。

## 別添 Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

### 1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革

#### (2) 地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進

##### ③経済社会の再設計（リデザイン）の推進

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○ライフスタイルを脱炭素化するための技術の普及を促すため、「国・地方脱炭素実現会議」等における議論を踏まえつつ、住まい・移動のトータルマネジメント（Z E H・Z E B、需要側の機器（家電、給湯等）、地域の再生可能エネルギー、動く蓄電池となるE V・F C V等の組み合わせを実用化）、ナッジやシェアリングを通じた行動変容、デジタル技術を用いたC O<sup>2</sup>削減のクレジット化等を促す技術開発・実証、導入支援、制度構築等に取り組むことで、ライフスタイルの転換を促し、脱炭素のプロシューマーを拡大する。</p> <p>【環、関係府省】</p>	<p>(略)</p> <p>・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、学校施設のZ E B化の基本的な考え方等を提示するなど、学校施設のZ E B化を推進・大学キャンパスにおいてZ E Bの先導モデルの構築等を進めるとともに、他大学や地域への横展開を実施。これらを通じ、地域における脱炭素の先導的役割を果たし、地域にイノベーションを創出。</p>	<p>(略)</p> <p>・引き続き、学校施設のZ E B化推進のため、Z E B化実現手法やZ E B化の推進方策について示した報告書の周知を図るとともに、大学キャンパスにおけるZ E Bの先導モデルの構築などを推進し、他大学や地域への横展開を実施。【文】</p>

## 第2章 Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

### 2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

#### (3) 大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張

#### ④ 大学の基盤を支える公的資金とガバナンスの多様化

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校を指す。以下同じ。）の施設については、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが共創できる拠点「イノベーション・コモンズ<sup>1)</sup>」の実現を目指す。こうした視点も盛り込んで国が国立大学法人等の全体の施設整備計画を策定し、継続的な支援を行うとともに、国立大学法人等が自ら行う戦略的な施設整備や施設マネジメント等も通じて、計画的・重点的な施設整備を進める。【文】</p>	<p>「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、2021年度から、各国立大学法人等が実施する「イノベーション・コモンズ」の実現に向けた施設整備を着実に推進中。また、「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」において、DX・GX等の成長分野やグローバル化等に対応した環境整備について取組のポイントや推進方策、事例を検討し、2023年10月に「我が国の未来の成長を見据えた『イノベーション・コモンズ（共創拠点）』の更なる展開に向けて」を取りまとめ、公表。これらの取組の情報発信を国立大学法人等や産業界等に向けて実施。さらに「イノベーション・コモンズ」の実現に資する官民連携手法であるコンセッション事業を検討する大学支援事業として、2件を採択。</p>	<p>・国立大学法人等が、地域、産業界等多様なステークホルダーと共に、<u>共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進</u>するため、成長分野、人材育成、グローバル化等への対応の視点も活かしつつ、引き続き、施設・キャンパス整備の企画段階を含め、<u>教育研究活動等のソフトと施設整備のハードが一体となった支援を行う</u>とともに、取組による効果・成果の可視化や情報発信の強化、大学等への伴走支援等を行う。さらに、次期「国立大学法人等施設整備5か年計画」の策定に向けて、有識者会議を開催し検討を行う。【文】</p>

<sup>1)</sup>イノベーション・コモンズとは、教育、研究、産学連携、地域連携など様々な分野・場面において、学生、研究者、産業界、自治体など 様々なプレイヤーが対面やオンラインを通じ自由に集い、交流し、共創することで、新たな価値を創造できるキャンパスのこと。

## V. 投資の推進

### 6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進

#### (3) 次世代素材産業

##### ① 研究体制の強化

物質・材料研究機構等の国立研究機関や大学において、最先端の施設・設備を備え、海外の大学・研究機関と連携して最先端のマテリアル研究や人材育成を行う国際研究拠点を強化・整備する等、トップ研究者を我が国に引き付ける研究環境整備、研究者・研究支援員の処遇改善、若手研究者等の獲得・育成等に取り組む。あわせて、マテリアル分野における最先端装置・設備・施設を戦略的に整備・共用・データ活用するネットワークを強化する。

#### (7) 地域中核・特色ある研究大学への支援

地域中核・特色ある研究大学の総合振興のため、強みや特色を伸ばす取組を支援する。あわせて、研究時間の確保を始めとする研究環境の改善等、大学の変革を促していく。

#### (10) 博士課程学生・若手研究者等への支援

博士人材や若手研究者の活躍促進のため、インターンシップやクロスアポイントメント制度の活用等を含めた博士人材の多様なキャリアにつながる取組の推進や、博士課程学生を含む若手研究者等の処遇向上、産学官が連携した活躍の場の創出等に取り組む。

# カーボンニュートラルに向けた政府の実行計画の動向

## 地球温暖化対策推進本部

根拠法：地球温暖化対策の推進に関する法律

事務局：内閣官房

本部長：内閣総理大臣

### 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

根拠法：地球温暖化対策の推進に関する法律

構成：地球温暖化対策計画、地球温暖化対策計画別紙、日本のNDC

<主な内容>

- ✓ 2030年度目標達成に向け、業務その他部門の排出量を2013年比で約5割削減（51%）する必要がある。
- ✓ 2030年に目指すべき建築物の姿としては、新築される建築物についてはZEB基準の水準\*の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。  
（※ZEB基準の水準：学校40%、病院30%の削減）
- ✓ 2030年度以降新築される建築物についてZEB基準の省エネルギー性能の確保を目指し、省エネ基準等の見直しを実施する。
- ✓ 庁舎への太陽光発電の導入等の公共部門での率先実行を図るとともに、建築物等への太陽光発電の導入を促進する。
- ✓ 国は、独立行政法人などの公的機関が政府実行計画に準じて、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行すべき計画を策定すること及びそれに基づく率先した取組を実施することを促す。

### パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定）

根拠：パリ協定（第4条第19項）

<主な内容>

- ✓ 2050年に建築物のストック平均でZEB基準の水準の省エネルギーの性能を確保する。
- ✓ 政府の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には最大限導入されていることを目指す。
- ✓ 学校等の公共施設について、温室効果ガスを排出する構造のインフラが30年後も存在することがないように、今から更新時に、省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギー設備の導入等により脱炭素化を進めていく。
- ✓ 吸収源対策としての木材利用の拡大に向けて、建築物における木造化・木質化の取組を推進する。

### 政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）

根拠法：地球温暖化対策の推進に関する法律

<主な内容>

- ✓ 2013年を基準として、政府の事務及び事務に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標
- ✓ 政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを旨とする。
- ✓ 今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。
- ✓ 大規模改修時においても、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとする。
- ✓ 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

## 推進の必要性

### ○これまでの動向

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）の制定以降、「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年以降順次改定）などにより、官民連携による施設整備・運営を積極的に推進。

### ○経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

公共サービスを効率的・効果的に提供するPPP/PFIについて、改定アクションプランに掲げる目標を着実に達成することを目指し、取組を更に推進する。ウォーターPPPや空港、スタジアム・アリーナ等の重点分野への事業化支援を継続しつつ、自衛隊施設、国立公園、火葬場のPPP/PFIを推進する。民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築とともに、分野横断型・広域型の案件形成を促進する。

### ○PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)(令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)（抄）

#### 3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

##### (2) 重点分野と目標

##### ii) 各重点分野における取組

##### ⑦大学施設

令和8年度までに5件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPPP/PFI事業も含め、令和13年度までに40件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉

- ・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の推進のため、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などにより、国立大学法人等を支援する。また、更なる取組事例等の周知等、積極的な取組を進める。（令和4年度開始、令和6年度強化）〈文部科学省〉
- ・施設整備補助の交付に際し令和4年度より原則としてPFI実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施や着実な事業開始に向けて、国立大学法人等に対する伴走支援を行う等、取組を着実に進める。（令和4年度開始、令和6年度強化）〈文部科学省〉